

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第19号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和45年香川県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>前項各号に定める日が平成24年4月1日から同年12月31日までの間にある仮定減額支給対象職員（その日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第63号）第1条の規定による改正後の給与条例附則第5項の規定が施行されていたとした場合に減額支給対象職員（同項の規定により給与が減ぜられて支給される職員をいう。第5条の2第1項及び第2項並びに第5条の3第1項及び第2項において同じ。）に該当することとなる職員をいう。以下同じ。）</u> 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第63号。以下この項において「平成24年改正給与条例」という。）の施行の日における給与条例の規定及び平成24年改正給与条例第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項から第8項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。</p> <p>4 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育</p>	<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育</p>

児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 同項中「受けている給料及び」とあるのは「受けている給料の月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けている」と、前項各号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第4条 略

2 給与条例第11条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、異動等の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下同じ。）に受けている給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額（第5条の3第3項において「上限額」という。）を超えるときは、当該額）とする。

略

3 略

(1)～(3) 略

(4) 異動等の日が平成24年4月1日から同年12月31日までの間にある仮定減額支給対象職員 前項中「受けている給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第63号。以下この項において「平成24年改正給与条例」という。）の施行の日における給与条例の規定及び平成24年改正給与条例第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項から第8項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに異動等の日に受けている」とする。

4 略

児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 同項中「受けている給料及び」とあるのは「受けている給料の月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けている」と、前項各号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「に当該定める日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第4条 略

2 給与条例第11条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、異動等の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下同じ。）に受けている給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。

略

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めると

(1) 略

(2) 育児短時間勤務職員等であって、異動等の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 第2項中「受けている給料及び」とあるのは「受けている給料の月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び異動等の日に受けている」と、前項各号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

第5条 略

(給与条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等の特地勤務手当の月額)

第5条の2 次に掲げる職員の特地勤務手当の月額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による特地勤務手当の月額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減じた額とする。

(1) 減額支給対象職員であって、第3条第2項各号に定める日において減額支給対象職員であったもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イからエまでに掲げる場合以外の場合 第3条第2項各号に定める日に受けている給料月額の2分の1に相当する額（以下この項において「勤務することとなった日等に係る減額基礎額」という。）と現に受ける給料月額の2分の1に相当する額（以下この項において「現在における減額基礎額」という。）を合算した額に支給割合（同条第1項の規定による支給割合をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の1.5を乗じて得た額

イ 当該職員の第3条第2項各号に定める日に受けている給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該職員の当該定める日に属していた職務の級における当該定める日の最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項において「勤務することとなった日等に最低号給に達しない場合」という。）であってエに掲げる場合以外の場合 当該

ころによる。

(1) 略

(2) 育児短時間勤務職員等であって、異動等の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 第2項中「受けている給料及び」とあるのは「受けている給料の月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び異動等の日に受けている」と、前項各号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに異動等の日」とあるのは「に異動等の日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに異動等の日」とする。

第5条 略

定める日に受けている給料月額から当該職員の当該定める日に属して
いた職務の級における当該定める日の最低の号給の給料月額を減じた
額の2分の1に相当する額（以下この項において「勤務することとな
った日等に係る特定減額基礎額」という。）に支給割合を乗じて得た
額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
と、現在における減額基礎額に支給割合を乗じて得た額（その額に1
円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の
1.5を乗じて得た額を合算した額

ウ 当該職員の現に受ける給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、
当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない
場合（以下この項及び第3項において「現在において最低号給に達し
ない場合」という。）であって工に掲げる場合以外の場合 勤務する
こととなった日等に係る減額基礎額に支給割合を乗じて得た額（その
額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100
分の1.5を乗じて得た額と、現に受ける給料月額から当該職員の属す
る職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額の2分の1に相
当する額（以下この項において「現在における特定減額基礎額」とい
う。）に支給割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があると
きは、その端数を切り捨てた額）を合算した額

エ 勤務することとなった日等に最低号給に達しない場合であって現在
において最低号給に達しない場合 勤務することとなった日等に係る
特定減額基礎額と現在における特定減額基礎額を合算した額に支給割
合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数
を切り捨てた額）

(2) 減額支給対象職員であって、第3条第2項各号に定める日において
減額支給対象職員以外の職員であったもの 現在における減額基礎額に
支給割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その
端数を切り捨てた額）に100分の1.5を乗じて得た額（現在において最
低号給に達しない場合にあっては、現在における特定減額基礎額に支給
割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数
を切り捨てた額））

(3) 減額支給対象職員以外の職員であって、第3条第2項各号に定める
日において減額支給対象職員であったもの 勤務することとなった日等
に係る減額基礎額に支給割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数
があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の1.5を乗じて得た

- 額（勤務することとなった日等に最低号給に達しない場合にあっては、
勤務することとなった日等に係る特定減額基礎額に支給割合を乗じて得
た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））
- 2 減額支給対象職員であって、前項（第4項又は第5項の規定により読み
替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による特
地勤務手当の月額が減額支給対象職員上限額を超えることとなる者の特地
勤務手当の月額は、第3条及び前項の規定にかかわらず、減額支給対象職
員上限額とする。
- 3 前項の減額支給対象職員上限額は、現に受ける給料及び扶養手当の月額
の合計額に100分の25を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があると
きは、その端数を切り捨てた額）から、現に受ける給料月額に100分の25
を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り
捨てた額）に100分の1.5を乗じて得た額（現在において最低号給に達し
ない場合にあっては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級
における最低の号給の給料月額を減じた額に100分の25を乗じて得た額（
その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））を減
じた額とする。
- 4 第3条第2項各号に定める日が平成24年4月1日から同年12月31日まで
の間にある仮定減額支給対象職員に対する第1項の規定の適用については、
同項第1号から第3号まで中「において減額支給対象職員」とあるのは、
「において仮定減額支給対象職員」とする。
- 5 次の各号に掲げる職員に対する第1項（前項の規定により読み替えて適
用する場合を含む。）及び第3項の規定の適用については、当該各号に定
めるところによる。
- (1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、第3条第2項各号に定
める日において育児短時間勤務職員等であったもの 第1項第1号ア（
前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において
同じ。）中「の2分の1に相当する額（以下この項において「勤務する
こととなった日等に係る減額基礎額」）とあるのは「を当該定める日に
おける勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤
務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号に
おいて「勤務することとなった日等に係る算出率」という。）で除して
得た額の2分の1に相当する額（以下この項において「勤務することと
なった日等に係る減額基礎額」）と、同号イ（前項の規定により読み替
えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）中「給料月額に

100分の98.5とあるのは「給料月額を勤務することとなった日等に係る算出率で除して得た額に100分の98.5」と、「給料月額から」とあるのは「給料月額を勤務することとなった日等に係る算出率で除して得た額から」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、第3条第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 第1項第1号ア中「の2分の1に相当する額（以下この項において「勤務することとなった日等に係る減額基礎額」）とあるのは「に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号及び第3項において「現在における算出率」という。）を乗じて得た額の2分の1に相当する額（以下この項において「勤務することとなった日等に係る減額基礎額」）と、同号イ中「給料月額に100分の98.5」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に100分の98.5」と、「給料月額に達しない」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しない」と、「給料月額から」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額から」と、「給料月額を」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を」と、同号ウ（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号において同じ。）及び第3項中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、第3条第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 第1項第1号イ中「給料月額に達しない」とあるのは「給料月額に当該定める日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「勤務することとなった日等に係る算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しない」と、「給料月額を」とあるのは「給料月額に勤務することとなった日等に係る算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を」と、同号ウ中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定

められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号及び第3項において「現在における算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に」と、同号ウ及び第3項中「号給の給料月額を」とあるのは「号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を」とする。

(給与条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等の特地勤務手当に準ずる手当の月額)

第5条の3 第4条第2項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5条第4項に規定する日（以下この条において「異動の日等」という。）において減額支給対象職員であった職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、第4条第2項から第4項まで及び第5条第4項の規定にかかわらず、これらの規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額から、異動の日等に受けている給料月額に支給割合（第4条第2項の規定による支給割合をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の1.5を乗じて得た額（異動の日等に受けている給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該職員の異動の日等に属していた職務の級における異動の日等の最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、異動の日等に受けている給料月額から当該最低の号給の給料月額を減じた額に支給割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））に相当する額を減じた額とする。

2 減額支給対象職員であって、第4条第2項から第4項まで若しくは第5条第4項又は前項（第4項又は第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額が減額支給対象職員上限額を超えることとなる者の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、これらの規定にかかわらず、減額支給対象職員上限額とする。

3 前項の減額支給対象職員上限額は、上限額（当該上限額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から、現に受ける給料月額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の1.5を乗じて得た額（当該職員の現に受ける給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を

減じた額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））を減じた額とする。

4 異動の日等が平成24年4月1日から同年12月31までの間にある仮定減額支給対象職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「減額支給対象職員」とあるのは「仮定減額支給対象職員」とする。

5 次の各号に掲げる職員に対する第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第3項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、異動の日等において育児短時間勤務職員等であったもの 第1項中「給料月額に支給割合」とあるのは「給料月額を異動の日等における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「異動の日等に係る算出率」という。）で除して得た額に支給割合」と、「給料月額に100分の98.5」とあるのは「給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に100分の98.5」と、「給料月額から」とあるのは「給料月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額から」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、異動の日等において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 第1項中「給料月額に支給割合」とあるのは「給料月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項及び第3項において「現在における算出率」という。）を乗じて得た額に支給割合」と、「給料月額に100分の98.5」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額に100分の98.5」と、「給料月額に達しない」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しない」と、「給料月額から」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額から」と、「給料月額を」とあるのは「給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、異動の日等において育児短時間勤務職員等であったもの 第1項中「給料月額に達しない」とあるのは「

給料月額に異動の日等における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「異動の日等に係る算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しない」と、「給料月額を」とあるのは「給料月額に異動の日等に係る算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を」と、第3項中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「現在における算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に」と、「号給の給料月額を」とあるのは「号給の給料月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を」とする。

（端数計算）

第6条 第3条若しくは第5条の2の規定による特地勤務手当の月額又は第4条（第1項を除く。）若しくは前条の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもってこれらの給与の月額とする。

（端数計算）

第6条 第3条の規定による特地勤務手当の月額又は第4条第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもってこれらの給与の月額とする。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。